

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案新旧対照条文

都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（大都市に係る都市計画区域）</p> <p><u>第三条</u> 法第七条第一項第二号の大都市に係る都市計画区域として政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）<u>第二百五十二</u>条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）の区域の全部又は一部を含む都市計画区域とする。</p> <p>（地域地区について都市計画に定める事項）</p> <p><u>第四条</u> 法第八条第三項第三号の政令で定める事項は、面積並びに特定街区、美観地区、風致地区、臨港地区、歴史的風土特別保存地区、第一種歴史的風土保存地区、第二種歴史的風土保存地区、緑地保全地区、流通業務地区及び伝統的建造物群保存地区については名称とする。</p> <p>（都市施設について都市計画に定める事項）（都市施設について都市計画に定める事項）</p> <p><u>第六条</u> 法第十一条第二項の政令で定める事項は、次の各号に掲げる施設について、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 六略</p> <p>七 一団地の住宅施設 面積、建築物の<u>建ぺい率</u>の限度、建築物の容積</p>	<p><u>第三条</u> 削除</p> <p>（地域地区について都市計画に定める事項）</p> <p><u>第四条</u> 法第八条第二項第三号の政令で定める事項は、面積並びに特定街区、美観地区、風致地区、臨港地区、歴史的風土特別保存地区、第一種歴史的風土保存地区、第二種歴史的風土保存地区、緑地保全地区、流通業務地区及び伝統的建造物群保存地区については名称とする。</p> <p>（都市施設について都市計画に定める事項）</p> <p><u>第六条</u> 法第十一条第二項の政令で定める事項は、次の各号に掲げる施設について、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 六略</p> <p>七 一団地の住宅施設 面積、建築物の<u>建築面積</u>の敷地面積に対する割</p>

率の限度、住宅の低層、中層又は高層別の予定戸数並びに公共施設、  
公益的施設及び住宅の配置の方針

八 一団地の官公庁施設 面積、建築物の建ぺい率の限度、建築物の容  
積率の限度並びに公共施設、公益的施設及び住宅の配置の方針

2  
略

(立体的な範囲を都市計画に定めることができる都市施設)

第六条の二 法第十一条第三項の政令で定める都市施設は、次に掲げるも  
のとする。

- 一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
- 二 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼  
却場その他の供給施設又は処理施設
- 三 河川、運河その他の水路
- 四 電気通信事業の用に供する施設
- 五 防火又は防水の施設

(都市計画基準)

第八条 区域区分に関し必要な技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 略

二 おおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とし

合の限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の限度、住宅の  
低層、中層又は高層別の予定戸数並びに公共施設、公益的施設及び住  
宅の配置の方針

八 一団地の官公庁施設 面積、建築物の建築面積の敷地面積に対する  
割合の限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の限度並びに  
公共施設、公益的施設及び住宅の配置の方針

2  
略

(都市計画基準)

第八条 市街化区域と市街化調整区域との区分に関し必要な技術的基準は  
、次に掲げるものとする。

一 略

二 おおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とし

て市街化区域に定める土地の区域は、原則として、次に掲げる土地の区域を含まないものとする。

イ 八略

二 優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保存すべき土地の区域

三 区域区分のための土地の境界は、原則として、鉄道その他の施設、河川、海岸、がけその他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めることとし、これにより難しい場合には、町界、字界等によること。

2 用途地域には、原則として、次に掲げる土地の区域を含まないものとする。

一 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）

第八条第二項第一号に規定する農用地区域又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第五条第二項第一号に掲げる農地若しくは採草放牧地の区域

二 自然公園法第十七条第一項に規定する特別地域、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林の区域その他これらに類する土地の区域として国土交通省令で定めるもの

（都道府県が定める都市計画）

第九条 法第十五条第一項第五号の広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

て市街化区域に定める土地の区域は、原則として、次に掲げる土地の区域を含まないものとする。

イ 八略

二 優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保存すべき土地の区域

三 市街化区域と市街化調整区域との区分のための土地の境界は、原則として、鉄道その他の施設、河川、海岸、がけその他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めることとし、これにより難しい場合には、町界、字界等によること。

（都道府県が定める都市計画）

第九条 法第十五条第一項第三号の広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域内の法第八条第一項第一号又は第二号の三に掲げる地域地区

イ 八略

二 指定都市の区域

二 風致地区で面積が十ヘクタール以上のもの

三 略

2 法第十五条第一項第五号の広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 七略

八 産業廃棄物処理施設

九 十四略

(国土交通大臣の同意を要しない都市計画)

第十三条 法第十八条第三項の政令で定める軽易な都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画とする。

一 略

二 次に掲げる都市施設

イ 八略

二 産業廃棄物処理施設

ホ 八略

(国の利害に重大な関係がある都市計画)

一 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域内の法第八条第一項第一号又は第二号の二に掲げる地域地区

イ 八略

二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域

二 風致地区

三 略

2 法第十五条第一項第三号の広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 七略

八 十三略

(国土交通大臣の同意を要しない都市計画)

第十三条 法第十八条第三項の政令で定める軽易な都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画とする。

一 略

二 次に掲げる都市施設

イ 八略

二 水 略

(国の利害に重大な関係がある都市計画)

第十四条 法第十八条第三項の国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画とする。

- 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（法第六条の二第二項第二号に掲げる事項及び同項第三号に掲げる事項のうち第三号から第五号までに掲げるものに関する都市計画の決定の方針に限る。）

二 区域区分

三 五略

（地区計画等に定める事項のうち都道府県知事の同意を要するもの）  
 第十四条の二 法第十九条第三項（法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項は、次の表の上欄各項に定める地区計画等の区分に応じてそれぞれ同表の下欄各項に定めるものとする。

地区計画等	事項
地区計画（市街化調整区域内において定めるものを除く。）	一・二略 三 建築物等に関する事項のうち、次に掲げるもの（これらの事項が都道府県が定める地域地区の区域その他国土交通省令で定める区域において定められた場合に限る。） イ 略 ロ 建築物の容積率の最高限度
四略	

第十四条 法第十八条第三項の国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画とする。

- 一 市街化区域及び市街化調整区域

二 四略

（地区計画等に定める事項のうち都道府県知事の同意を要するもの）  
 第十四条の二 法第十九条第三項（法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項は、次の表の上欄各項に定める地区計画等の区分に応じてそれぞれ同表の下欄各項に定めるものとする。

地区計画等	事項
地区計画（市街化調整区域内において定めるものを除く。）	一・二略 三 建築物等に関する事項のうち、次に掲げるもの（これらの事項が都道府県が定める地域地区の区域その他国土交通省令で定める区域において定められた場合に限る。） イ 略 ロ 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度
四略	

沿道地区計画	地区計画	防災街区整備	再開発地区計	用地区計画	住宅地高度利	略
一・二略 三 建築物等に関する事項のうち、次に掲げるもの	一・二略 三 建築物等に関する事項のうち、次に掲げるもの (これらの事項が都道府県が定める地域地区その他国土交通省令で定める区域において定められる場合に限る。) イ略 ロ 建築物の容積率の最高限度	一・二略	一〜四略 五 建築物等に関する事項のうち、次に掲げるもの イ略 ロ 建築物の容積率の最高限度	一〜四略 五 建築物等に関する事項のうち、次に掲げるもの イ略 ロ 建築物の容積率の最高限度 八 建築物の建ぺい率の最高限度	一〜四略 五 建築物等に関する事項のうち、次に掲げるもの イ略 ロ 建築物の容積率の最高限度	略

沿道地区計画	地区計画	防災街区整備	再開発地区計	用地区計画	住宅地高度利	略
一・二略 三 建築物等に関する事項のうち、次に掲げるもの	一・二略 三 建築物等に関する事項のうち、次に掲げるもの (これらの事項が都道府県が定める地域地区その他国土交通省令で定める区域において定められる場合に限る。) イ略 ロ 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	一・二略	一〜四略 五 建築物等に関する事項のうち、次に掲げるもの イ略 ロ 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	一〜四略 五 建築物等に関する事項のうち、次に掲げるもの イ略 ロ 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度 八 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	一〜四略 五 建築物等に関する事項のうち、次に掲げるもの イ略 ロ 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	略

略	
略	<p>(二及びホに掲げるものにあつては、これらの事項が都道府県が定める地域地区その他国土交通省令で定める区域において定められる場合に限る。</p> <p>イ ハ 略</p> <p>二 建築物の容積率の最高限度</p> <p>ホ 略</p> <p>四 略</p>

(法第二十一条第二項の政令で定める軽易な変更)

第十五条 法第二十一条第二項の政令で定める軽易な変更は、次の各号に掲げる規定を準用する場合について、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 略

二 法第十八条第三項の規定 次に掲げるもの(口、ホ及びへに掲げるものにあつては、それぞれ国土交通省令で定めるものに限る。)

イ・ロ 略

ハ 法第八条第一項第一号に掲げる地域に関する都市計画における建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十三条第一項第一号に規定する建築物の建ぺい率、同法第五十四条に規定する外壁の後退距離の限度、同法第五十四条の二第一項及び第二項に規定する建

略	
略	<p>(二及びホに掲げるものにあつては、これらの事項が都道府県が定める地域地区その他国土交通省令で定める区域において定められる場合に限る。</p> <p>イ ハ 略</p> <p>二 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度</p> <p>ホ 略</p> <p>四 略</p>

(法第二十一条第二項の政令で定める軽易な変更)

第十五条 法第二十一条第二項の政令で定める軽易な変更は、次の各号に掲げる規定を準用する場合について、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 略

二 法第十八条第三項の規定 次に掲げるもの(口、ホ及びへに掲げるものにあつては、それぞれ国土交通省令で定めるものに限る。)

イ・ロ 略

ハ 法第八条第一項第一号に掲げる地域に関する都市計画における建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五十三条第一項第一号に規定する建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、同法第五十四条に規定する外壁の後退距離の限度、同法第五十四条の二第一項

建築物の敷地面積の最低限度又は同法第五十五条第一項に規定する建築物の高さの限度の変更（外壁の後退距離の限度及び建築物の敷地面積の最低限度にあつては、これらの事項を新たに定めるものを含む。）

二 法第八条第一項第二号の三に掲げる地区に関する都市計画における建築物の建ぺい率の最高限度又は建築物の敷地面積の最低限度の変更（これらの事項を新たに定めるものを含む。）

ホ・ヘ 略

三 略

（法第二十九条第一項第一号の政令で定める規模）

第十九条 法第二十九条第一項第一号の政令で定める規模は、次の表の第一欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表の第二欄に掲げる規模とする。ただし、同表の第三欄に掲げる場合には、都道府県知事（指定都市等の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。）は、都道府県の規則（指定都市等の区域内にあつては、当該指定都市等の規則。以下この節において同じ。）で、区域を限り、同表の第四欄に掲げる範囲内で、その規模を別に定めることができる。

市街化区域	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
千平方メ				
市街化の状況により、				
三百平方メ				

及び第二項に規定する建築物の敷地面積の最低限度又は同法第五十五条第一項に規定する建築物の高さの限度の変更（外壁の後退距離の限度及び建築物の敷地面積の最低限度にあつては、これらの事項を新たに定めるものを含む。）

二 法第八条第一項第二号の二に掲げる地区に関する都市計画における建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度又は建築物の敷地面積の最低限度の変更（これらの事項を新たに定めるものを含む。）

ホ・ヘ 略

三 略

（法第二十九条第一号の政令で定める規模）

第十九条 法第二十九条第一号の政令で定める規模は、千平方メートルとする。ただし、市街化の状況により、無秩序な市街化を防止するため特に必要があると認められるときは、都道府県知事は、都道府県の規則で、区域を限り、三百平方メートル以上千平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

	メートル	無秩序な市街化を防止するため特に必要があると認められる場合	メートル以上千平方メートル未
区域区分が定められていない都市計画区域及び準都市計画区域	三千平方メートル	市街化の状況等により特に必要があると認められる場合	三百平方メートル以上三千平方メートル未満

2 都の区域（特別区に存する区域に限る。）及び市町村でその区域の全部又は一部が次に掲げる区域内にあるものの区域についての前項の表市街化区域の項の規定の適用については、同項中「千平方メートル」とあるのは、「五百平方メートル」とする。

一 三 略

（法第二十九条第一項第二号及び第二項第一号の政令で定める建築物）

第二十条 法第二十九条第一項第二号及び第二項第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 五 略

（法第二十九条第一項第三号の政令で定める公益上必要な建築物）

第二十一条 法第二十九条第一項第三号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げるものとする。

2 都の区域（特別区に存する区域に限る。）及び市町村でその区域の全部又は一部が次に掲げる区域内にあるものの区域についての前項の規定の適用については、同項中「千平方メートル」とあるのは、「五百平方メートル」とする。

一 三 略

（法第二十九条第二号の政令で定める建築物）

第二十条 法第二十九条第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 五 略

（法第二十九条第三号の政令で定める公益上必要な建築物）

第二十一条 法第二十九条第三号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げるものとする。

一〇二十二 略

二十三 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第三項に規定する中央卸売市場若しくは同条第四項に規定する地方卸売市場の用に供する施設である建築物又は市町村（指定都市等及び法第二十九条第一項第四号に規定する事務処理市町村を除き、都の特別区を含む。以下この条において同じ。）が設置する市場の用に供する施設である

建築物

二十四〇三十一 略

（法第二十九条第一項第十一号の政令で定める開発行爲）

第二十二條 法第二十九条第一項第十一号の政令で定める開発行爲は、次に掲げるものとする。

一〇三 略

四 法第二十九条第一項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物の改築で用途の変更を伴わないもの又は特定工作物の改築の用に供する目的で行う開発行爲

五・六 略

（法第二十九条第二項の政令で定める規模）

第二十二條の二 法第二十九条第二項の政令で定める規模は、一ヘクターとす。

一〇二十二 略

二十三 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第三項に規定する中央卸売市場若しくは同条第四項に規定する地方卸売市場の用に供する施設である建築物又は市町村（指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）、同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下「特例市」という。）及び法第二十九条第四号に規定する事務処理市町村を除き、都の特別区を含む。以下この条において同じ。）が設置する市場の用に供する施設である建築物

二十四〇三十一 略

（法第二十九条第十一号の政令で定める開発行爲）

第二十二條 法第二十九条第十一号の政令で定める開発行爲は、次に掲げるものとする。

一〇三 略

四 法第二十九条第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物の改築で用途の変更を伴わないもの又は特定工作物の改築の用に供する目的で行う開発行爲

五・六 略

(開発区域が二以上の区域にわたる場合の開発行為の許可の規模要件の適用)

第二十二条の三 開発区域が、市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち二以上の区域にわたる場合においては、法第二十九条第一項第一号の規定は、次に掲げる要件のいずれにも該当する開発行為について適用する。

一 当該開発区域の面積の合計が、一ヘクタール未満であること。

二 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域のうち二以上の区域における開発区域の面積の合計が、当該開発区域に係るそれぞれの区域について第十九条の規定により開発行為の許可を要しないこととされる規模のうち最も大きい規模未満であること。

三 市街化区域における開発区域の面積が、千平方メートル(第十九条第二項の規定が適用される場合にあつては、五百平方メートル)未満であること。ただし、同条第一項ただし書の規定により都道府県の規則で別に規模が定められている場合にあつては、その規模未満であること。

四 区域区分が定められていない都市計画区域における開発区域の面積が、三千平方メートル(第十九条第一項ただし書の規定により都道府県の規則で別に規模が定められている場合にあつては、その規模)未満であること。

五 準都市計画区域における開発区域の面積が、三千平方メートル（第十九条第一項ただし書の規定により都道府県の規則で別に規模が定められている場合にあつては、その規模）未満であること。

2 開発区域が、市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域と都市計画区域及び準都市計画区域外の区域とにわたる場合においては、法第二十九条第二項の規定は、当該開発区域の面積の合計が一ヘクタール以上である開発行為について適用する。

（法第三十三条第一項各号を適用するについて必要な技術的細目）

第二十五条 法第三十三条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 六 略

七 開発区域の面積が五ヘクタール以上の開発行為にあつては、国土交通省令で定めるところにより、面積が一箇所三百平方メートル以上であり、かつ、その面積の合計が開発区域の面積の三パーセント以上の公園（予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園、緑地又は広場）が設けられていること。

八 略

第二十六条 法第三十三条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第三号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 三 略

（法第三十三条第一項各号を適用するについて必要な技術的細目）

第二十五条 法第三十三条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 六 略

七 開発区域の面積が五ヘクタール以上の開発行為にあつては、国土交通省令で定めるところにより、面積が一箇所三百平方メートル以上であり、かつ、その面積の合計が開発区域の面積の三パーセント以上の公園が設けられていること。

八 略

第二十六条 法第三十三条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第三号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 三 略

四 主として住宅の建築の用に供する目的で行なう二十ヘクタール以上

(法第三十三條第三項の政令で定める基準)

第二十九條の二 法第三十三條第三項の政令で定める基準のうち制限の強化に関するものは、次に掲げるものとする。

一 第二十五條第二号、第三号若しくは第五号から第七号まで、第二十七條、第二十八條第二号から第六号まで又は第二十八條の二から第二十九條までの技術的細目に定められた制限について、環境の保全、災害の防止及び利便の増進を図るために必要な限度を超えない範囲で行つものであること。

二 第二十五條第二号の技術的細目に定められた制限の強化は、配置すべき道路の幅員の最低限度について、十二メートル(小区間で通行上支障がない場合は、六メートル)を超えない範囲で行つものであること。

三 第二十五條第三号の技術的細目に定められた制限の強化は、開発区域の面積について行つものであること。

四 第二十五條第五号の技術的細目に定められた制限の強化は、歩車道を分離すべき道路の幅員の最低限度について、五・五メートルを下らない範囲で行つものであること。

五 第二十五條第六号の技術的細目に定められた制限の強化は、次に掲げるところによるものであること。

の開發行為にあつては、終末処理施設を有する下水道その他の排水管渠に汚水を放流する場合を除き、終末処理施設が設けられていること

- イ 主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為において設置すべき施設の種類を、公園に限定すること。
- ロ 設置すべき公園、緑地又は広場の数又は一箇所当たりの面積の最低限度を定めること。
- ハ 設置すべき公園、緑地又は広場の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度について、六パーセントを超えない範囲で、開発区域及びその周辺の状況並びに予定建築物等の用途を勘案して特に必要があると認められる場合に行うこと。
- 六 第二十五条第七号の技術的細目に定められた制限の強化は、国土交通省令で定めるところにより、設置すべき公園、緑地又は広場の数若しくは一箇所当たりの面積の最低限度又はそれらの面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度（六パーセントを超えない範囲に限る。）について行うものであること。
- 七 第二十七条の技術的細目に定められた制限の強化は、二十ヘクター未満の開発行為においてもごみ収集場その他の公益的施設が特に必要とされる場合に、当該公益的施設を配置すべき開発行為の規模について行うものであること。
- 八 第二十八条第二号から第六号までの技術的細目に定められた制限の強化は、その地方の気候、風土又は地勢の特殊性により、これらの規定のみによつては開発行為に伴うがけ崩れ又は土砂の流出の防止の目的を達し難いと認められる場合に行うものであること。
- 九 第二十八条の二第一号の技術的細目において定められた制限の強化は、保存の措置を講ずべき樹木又は樹木の集団の要件について、優れ

た自然的環境の保全のため特に必要があると認められる場合に行つものであること。

十 第二十八条の二第二号の技術的細目において定められた制限の強化は、表土の復元、客土、土壌の改良等の措置を講ずべき切土若しくは盛土の高さの最低限度又は切土若しくは盛土をする土地の面積の最低限度について行つものであること。

十一 第二十八条の三の技術的細目に定められた制限の強化は、配置すべき緩衝帯の幅員の最低限度について、二十メートルを超えない範囲で国土交通省令で定める基準に従い行つものであること。

十二 前条に規定する技術的細目の強化は、国土交通省令で定める基準に従い行つものであること。

2 法第三十三条第三項の政令で定める基準のうち制限の緩和に関するものは、次に掲げるものとする。

一 第二十五条第二号又は第六号の技術的細目において定められた制限について、環境の保全、災害の防止及び利便の増進上支障がない範囲で行つものであること。

二 第二十五条第二号の技術的細目に定められた制限の緩和は、既に市街地を形成している区域内で行われる開発行為において配置すべき道路の幅員の最低限度について、四メートル（当該道路と一体的に機能する開発区域の周辺の道路の幅員が四メートルを超える場合には、当該幅員）を下らない範囲で行つものであること。

三 第二十五条第六号の技術的細目に定められた制限の緩和は、地方公共団体が開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場の設置を予

定している場合に行つものであること。

(法第三十三条第四項の政令で定める基準)

第二十九条の三 法第三十三条第四項の政令で定める基準は、建築物の敷地面積の最低限度が二百平方メートル(市街地の周辺その他の良好な自然的環境を形成している地域においては、三百平方メートル)を超えないこととする。

(法第三十四条第七号の政令で定める危険物等)

第二十九条の四 略

(法第三十四条第八号の政令で定める建築物等)

第二十九条の五 略

(法第三十四条第八号の三の政令で定める基準)

第二十九条の六 法第三十四条第八号の三の政令で定める基準は、同号の条例で指定する土地の区域に、原則として、第八条第一項第二号口から二までに掲げる土地の区域を含まないこととする。

(法第三十四条第八号の四の政令で定める基準)

第二十九条の七 法第三十四条第八号の四の政令で定める基準は、同号の条例で定める区域に、原則として、第八条第一項第二号口から二までに掲げる土地の区域を含まないこととする。

(法第三十四条第七号の政令で定める危険物等)

第二十九条の二 略

(法第三十四条第八号の政令で定める建築物等)

第二十九条の三 略

(法第四十三条第一項第五号の政令で定める開発行為)

第三十四条 法第四十三条第一項第五号の政令で定める開発行為は、次に掲げるものとする。

一・二 略

(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準)

第三十六条 都道府県知事は、次の各号に該当すると認めるときでなければ、法第四十三条第一項の許可をしてはならない。

一・二 略

三 当該許可の申請に係る建築物又は第一種特定工作物が次のいずれかに該当すること。

イ 略

ロ 法第三十四条第八号の三の条例で指定する土地の区域内において新築し、若しくは改築する建築物若しくは新設する第一種特定工作物で同号の条例で定める用途に該当しないもの又は当該区域内において用途を変更する建築物で変更後の用途が同号の条例で定める用途に該当しないもの

ハ 建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設として、都道府県(指定都市等

(法第四十三条第一項第五号の政令で定める開発行為)

第三十四条 法第四十三条第一項第五号の政令で定める開発行為は、次に掲げるものとする。

一・二 略

三 法附則第四項の許可を受けて行う開発行為

(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準)

第三十六条 都道府県知事は、次の各号に該当すると認めるときでなければ、法第四十三条第一項の許可をしてはならない。

一・二 略

三 当該許可の申請に係る建築物又は第一種特定工作物が次のいずれかに該当すること。

イ 略

又は事務処理市町村の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村)の条例で区域、目的又は用途を限り定められたもの。  
この場合において、当該条例で定める区域には、原則として、第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まないものとする。

二 略

ホ 略

2 略

(法第五十三条第一項第五号の政令で定める行為)

第三十七条の三 法第五十三条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げる建築物の建築であつて、法第十二条の五第八項に規定する建築物等の建築若しくは建設の限界又は都市再開発法第七条の八の二第四項に規定する建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築の限界に適合して行うものとする。

一・二 略

(法第五十四条第二号の政令で定める場合)

第三十七条の四 法第五十四条第二号の政令で定める場合は、次のいずれかの場合とする。

一 地下で建築物の建築が行われる場合

二 道路である都市施設を整備する立体的な範囲の下に位置する空間に

おいて建築物の建築が行われる場合(前号に掲げる場合を除く。)で

ロ 略

ハ 略

2 略

(法第五十三条第一項第四号の政令で定める行為)

第三十七条の三 法第五十三条第一項第四号の政令で定める行為は、次に掲げる建築物の建築であつて、法第十二条の五第八項に規定する建築物等の建築若しくは建設の限界又は都市再開発法第七条の八の二第四項に規定する建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築の限界に適合して行うものとする。

一・二 略

あつて、当該建築物が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認められる場合

三 道路（次号に規定するものを除く。）である都市施設を整備する立体的な範囲の上に位置する空間において渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物（次のいずれにも該当するものに限る。）の建築が行われる場合であつて、当該建築物が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認められる場合

イ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) 学校、病院、老人ホームその他これらに類する用途に供する建築物に設けられるもので、生徒、患者、老人等の通行の危険を防止するために必要なもの

(2) 建築物の五階以上の階に設けられるもので、その建築物の避難施設として必要なもの

(3) 多数人の通行又は多量の物品の運搬の用途に供するもので、道路の交通の緩和に寄与するもの

ロ その主要構造部（建築基準法第一条第五号に規定する主要構造部をいう。）が次のいずれかに該当する建築物に設けられるものであること。

(1) 建築基準法第一条第七号に規定する耐火構造であること。

(2) 建築基準法施行令第百八条の三第一項第一号又は第二号に該当すること。

(3) 建築基準法第一条第九号に規定する不燃材料（八において単に

「不燃材料」という。）で造られていること。

ハ その構造が、次に定めるところによるものであること。

(1) 建築基準法施行令第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分は、不燃材料で造ること。

(2) 屋外に面する部分には、ガラス（網入ガラスを除く。）、瓦、かた瓦、いし瓦、タイル、コンクリートブロック、飾石、テラコッタその他これらに類する材料を用いないこと。ただし、これらの材料が道路路上に落下するおそれがない部分については、この限りでない。

(3) 側面には、床面からの高さが一・五メートル以上の壁を設け、その壁の床面からの高さが一・五メートル以下の部分に開口部を設けるときは、これにはめぐるし戸を設けること。

四 建築物の高さの最低限度が定められている高度地区又は高度利用地区内の自動車のみ交通の用に供する道路である都市施設を整備する立体的な範囲の上に位置する空間において建築物（その構造が、渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供するものにあつては前号八(1)から(3)まで、その他のものにあつては同号八(1)及び(2)に定めるところによるものに限る。）の建築が行われる場合であつて、当該建築物が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認められる場合

（法第五十八条の二第一項第五号の政令で定める行為）

第三十八条の七 法第五十八条の二第一項第五号の政令で定める行為は、

（法第五十八条の二第一項第五号の政令で定める行為）

第三十八条の七 法第五十八条の二第一項第五号の政令で定める行為は、

次に掲げるものとする。

一 略

- 二 建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の確認又は同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の通知を要する建築物の建築、工作物の建築又は建築物等の用途の変更（当該建築物等又はその敷地について地区計画又は住宅地高度利用地区計画において定められている内容（次に掲げる事項を除く。）のすべてが同法第六十八条の二第一項（同法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例で制限として定められている場合に限る。）
- イ 地区計画において定められている建築物の容積率の最高限度で、建築基準法第六十八条の三第二項の規定により同法第五十二条第一項第一号、第二号、第三号若しくは第四号に掲げる数値とみなされるもの又は同法第六十八条の三第三項の規定により同法第五十二条第一項第三号若しくは第四号に掲げる数値とみなされるもの

ロ 地区計画（地区整備計画において、法第十二条の五第七項後段の規定による壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域における工作物の設置の制限が定められているものに限る。）において定められている建築物の容積率の最高限度で、当該敷地に係る建築基準法第五十二条の規定による建築物の

次に掲げるものとする。

一 略

二 法附則第四項の許可を要する行為

- 三 建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の確認又は同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の通知を要する建築物の建築、工作物の建築又は建築物等の用途の変更（当該建築物等又はその敷地について地区計画又は住宅地高度利用地区計画において定められている内容（次に掲げる事項を除く。）のすべてが同法第六十八条の二第一項（同法第八十七条第二項若しくは第三項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例で制限として定められている場合に限る。）
- イ 地区計画において定められている建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度で、建築基準法第六十八条の三第二項の規定により同法第五十二条第一項第一号、第二号、第三号若しくは第四号に掲げる数値とみなされるもの又は同法第六十八条の三第三項の規定により同法第五十二条第一項第三号若しくは第四号に掲げる数値とみなされるもの

ロ 地区計画（地区整備計画において、法第十二条の五第七項後段の規定による壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域における工作物の設置の制限が定められているものに限る。）において定められている建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度で、当該敷地に係る建築基準法第五十

容積率の最高限度を超えるもの

八 住宅地高度利用地区計画において定められている次に掲げる事項  
建築物の容積率の最高限度で、当該敷地に係る法第八条第一項  
第一号に規定する用途地域に関する都市計画において定められた  
建築物の容積率を超えるもの

建築物の建ぺい率の最高限度で、当該敷地に係る法第八条第一  
項第一号に規定する用途地域に関する都市計画において定められ  
た建築物の建ぺい率を超えるもの

略

三略

(都に関する特例)

第四十六条 法第八十七条の四第一項の政令で定める都市計画は、法第十  
五条の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち、次に掲げるもの  
に関する都市計画とする。

一略

二 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、市場及びと畜場

三略

二条の規定による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高  
限度を超えるもの

八 住宅地高度利用地区計画において定められている次に掲げる事項  
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度で、当該  
敷地に係る法第八条第一項第一号に規定する用途地域に関する都  
市計画において定められた建築物の延べ面積の敷地面積に対する  
割合を超えるもの

建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度で、当該  
敷地に係る法第八条第一項第一号に規定する用途地域に関する用  
途地域に関する都市計画において定められた建築物の建築面積の  
敷地面積に対する割合を超えるもの

略

四略

(都に関する特例)

第四十六条 法第八十七条の四第一項の政令で定める都市計画は、法第十  
五条の規定により市町村が定めるべき都市計画のうち、次に掲げるもの  
に関する都市計画とする。

一略

二 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、産業廃棄物処理施設  
、市場及びと畜場

三略

(開発行為の規制等の適用区域)

第四条 法附則第三項の政令で定める都市計画区域は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域
- イ 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯
- ロ 近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域
- ハ 中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域
- ニ 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域（へにあつては、前号に該当するものを除く。）で、国土交通大臣が指定するもの
- イ 首都圏整備法第二条第五項に規定する都市開発区域
- ロ 近畿圏整備法第二条第五項に規定する都市開発区域
- ハ 中部圏開発整備法第二条第四項に規定する都市開発区域
- ニ 新産業都市建設促進法等を廃止する法律（平成十三年法律第百十七号）による廃止前の新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第百十七号）第三条第二項の規定により指定された新産業都市の区域
- ホ 新産業都市建設促進法等を廃止する法律による廃止前の工業整備

特別地域整備促進法（昭和三十九年法律第百四十六号）第二条第一項に規定する工業整備特別地域

へ、人口十以上の市の区域

三 前二号に掲げる都市計画区域と密接な関連のある都市計画区域で、国土交通大臣が指定するもの

（法附則第四項の政令で定める規模）

第四条の二 法附則第四項の政令で定める規模は、三千平方メートルとする。ただし、市街化の状況等により特に必要があると認められるときは、都道府県知事は、都道府県の規則で、区域を限り、三百平方メートル以上三千平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

（法附則第四項ただし書の政令で定める建築物）

第四条の三 法附則第四項のただし書の政令で定める建築物は、第二十条各号に掲げる建築物とする。

（法附則第四項の開發行為の許可基準等）

第四条の四 第二十三条から第二十九条まで（第二十五条第三号を除く。

）、第三十一条の二及び第四十四条の規定は、法附則第四項の場合について準用する。



風致地区内における建築等の規制の基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号）（抄）（第一条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の規制に係る条例の制定に関する基準に關しては、この政令の定めるところによる。</p> <p>（地方公共団体の条例）</p> <p>第二条 都市計画法第五十八条第一項の規定に基づく条例は、面積が十ヘクタール以上の風致地区に係るものにあつては都道府県（地方自治法）昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）（の区域においては、指定都市）が、その他の風致地区に係るものにあつては市町村（都の特別区を含む。）以下同じ。）が定めるものとする。</p> <p>（行為の制限）</p> <p>第三条 風致地区内においては、次に掲げる行為は、あらかじめ、面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事（指定都市、地方</p>	<p>風致地区内における建築等の規制の基準を定める政令</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の規制の基準に關しては、この政令の定めるところによる。</p> <p>（行為の制限）</p> <p>第一条 風致地区内においては、建築物の建築その他工作物の建設、宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓</p>

自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下単に「中核市」という。）及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下単に「特例市」という。）にあつては、それぞれその長。以下同じ。）  
その他の風致地区にあつては市町村の長の許可を受けなければならないものとする。ただし、都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県若しくは市町村又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為及び通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で条例で定めるものについては、この限りでないものとする。

- 一 建築物の建築その他工作物の建設
- 二 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の色彩の変更
- 三 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。）
- 四 水面の埋立て又は干拓
- 五 木竹の伐採
- 六 土石の類の採取
- 七 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積

、木竹の伐採、土石の類の採取及び都市の風致の維持に影響を及ぼすおそれのあるものとして条例で定めるその他の行為は、あらかじめ、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市にあつては、それぞれその長。以下同じ。）の許可を受けなければならないものとする。ただし、都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県若しくは市町村（都の特別区を含む。）又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為及び通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で条例で定めるものについては、この限りでないものとする。

八 前各号に掲げるもののほか、都市の風致の維持に影響を及ぼすおそれのあるものとして条例で定める行為

2 国、都道府県又は市町村（面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては、国、都道府県、指定都市、中核市、特例市又は地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づきこの政令の規定により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村。以下この項において「国等」と総称する。）の機関が行う行為については、前項の許可を受けることを要しないものとする。この場合において、当該国等の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事、その他の風致地区にあつては市町村の長に協議しなければならないものとする。

3 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第一項の許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事、その他の風致地区にあつては市町村の長にその旨を通知しなければならないものとする。

一・二 略

（許可の基準）

第四条 都道府県知事又は市町村の長は、前条第一項各号に掲げる行為で次に定める基準（第一号イ、口若しくはハ又は第四号イ若しくはハ(1)に

2 国、都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の機関が行う行為については、前項の許可を受けることを要しないものとする。この場合において、当該国、都道府県又は指定都市若しくは中核市の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならないものとする。

3 次に掲げる行為及びこれらに類する行為で都市の風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして条例で定めるものについては、第一項の許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならないものとする。

一・二 略

（許可の基準）

第三条 都道府県知事は、前条第一項に規定する行為で次に定める基準及びその他の都市の風致を維持するため必要なものとして条例で定める基

掲げる基準にあつては、周辺の土地の状況により風致の維持上これらの基準による必要がないと認められる場合を除く。）及びその他の都市の風致を維持するため必要なものとして条例で定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。

一 建築物の建築については、次に該当するものであること。ただし、仮設の建築物及び地下に設ける建築物については、この限りでない。

イ 当該建築物の高さが八メートル以上十五メートル以下の範囲内において条例で定める高さを超えないこと。

ロ 当該建築物の建築面積が十分の二以上十分の四以下の範囲内において条例で定める割合を超えないこと。

八略

二 当該建築物の位置、形態及び意匠が当該建築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

二 建築物以外の工作物の建設については、当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、当該建設の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。ただし、仮設の工作物及び地下に設ける工作物については、この限りでない。

三 建築物等の色彩の変更については、当該変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならないものとする。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持上第一号イ、ロ又はハに掲げる基準による必要がないと認められるときは、当該基準への適合については、この限りでないものとする。

一 建築物の建築については、次に該当するものであること。ただし、仮設の建築物及び地下に設ける建築物については、この限りでない。

イ 当該建築物の高さが八メートル以上十五メートル以下の範囲内において条例で定める高さを超えないこと。

ロ 当該建築物の建築面積の敷地面積に対する割合が十分の二以上十分の四以下の範囲内において条例で定める割合を超えないこと。

八略

二 当該建築物の位置、形態及び意匠が当該建築の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

二 建築物以外の工作物の建設については、当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、当該建設の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。ただし、仮設の工作物及び地下に設ける工作物については、この限りでない。

三 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓については、適切な植栽を伴うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであり、かつ、当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないこと並びに面積が一ヘクタールをこえる宅地の造成、土地の開墾

四 宅地の造成等については、次に該当するものであること。

イ 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、十パーセント以上六十パーセント以下の範囲内において条例で定める割合以上であること。

ロ 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないこと。

ハ 一ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、次に掲げる行為を伴わないこと。

(1) 宅地の造成等に係る土地の地形に応じ一・五メートル以上五メートル以下の範囲内において条例で定める高さを超えてのりを生ずる切土又は盛土

(2) 都市の風致の維持上特に重要な森林で、面積が十ヘクタール以上の風致地区にあつては都道府県知事、その他の風致地区にあつては市町村の長があらかじめ指定したものの伐採

二 一ヘクタール以下の宅地の造成等でハ(1)に規定する切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

五 水面の埋立て又は干拓については、次に該当するものであること。

その他の土地の形質の変更にあつては、当該変更に係る土地の地形に応じ条例で定める高さののりを生ずる切土若しくは盛土又は都市の風致の維持上特に重要な森林で都道府県知事があらかじめ指定したものの伐採を伴わないこと。

イ 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地における風致と著しく不調和とならないものであること。

ロ 当該行為に係る土地及びその周辺の土地における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

六略

七 土石の類の採取については、採取の方法が、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

八 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

四略

五 土石の類の採取については、採取の方法が、採取を行なう土地の区域及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章の四 略</p> <p>第六章 建築物の用途（<u>第三百三十条</u>・<u>第三百三十条の九の五</u>）</p> <p>第七章～第七章の三 略</p> <p>第七章の四 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地及び構造（<u>第三百二十六条の二の八</u>）</p> <p>第七章の五～第八章 略</p> <p>第九章 工作物（<u>第三百三十八条</u>・<u>第四百四十四条の二の四</u>）</p> <p>第十章 略</p> <p>附則</p> <p>（面積、高さ等の算定方法）</p> <p>第二条 次の各号に掲げる面積、階数及び高さの算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 延べ面積 建築物の各階の床面積の合計による。ただし、<u>法第五十条</u> 第一条第一項に規定する延べ面積（<u>法第五十九条第一項</u>（建築物の容積率の最低限度に係る部分に限る。））、<u>法第六十八条の三第二項第一号イ</u>及び<u>第三項第二号イ</u>並びに<u>法第六十八条の五の二第一号イ</u>に規定す</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章の四 略</p> <p>第六章 用途地域（<u>第三百三十条</u>・<u>第三百三十条の九の五</u>）</p> <p>第七章～第七章の三 略</p> <p>第七章の四 都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地及び構造（<u>第三百二十六条の二の八</u>）</p> <p>第七章の五～第八章 略</p> <p>第九章 工作物（<u>第三百三十八条</u>・<u>第四百四十四条の二の二</u>）</p> <p>第十章 略</p> <p>附則</p> <p>（面積、高さ等の算定方法）</p> <p>第二条 次の各号に掲げる面積、階数及び高さの算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 延べ面積 建築物の各階の床面積の合計による。ただし、<u>法第五十条</u> 第一条第一項、<u>第五項</u>、<u>第九項</u>及び<u>第十一項</u>、<u>法第五十九条第一項</u>（建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度に係る部分に限る。）及び<u>第三項</u>、<u>法第五十九条の二第一項</u>並びに<u>法第六十条第一項の</u></p>

る建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積を除く。 ) には、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。 ) の用途に供する部分の床面積を算入しない。

五略

六 建築物の高さ 地盤面からの高さによる。ただし、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する場合には、それぞれイ、ロ又はハに定めるところによる。

イ略

ロ 法第三十三条、法第五十六条第一項第三号及び法第五十八条(北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合において、その高さを算定するときに限る。 ) の場合を除き、階段室、昇降機塔、裝飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の八分の一以内の場合においては、その部分の高さは、十二メートル(法第五十五条第一項及び第二項、法第五十六条の二第四項、法第五十九条の二第一項(法第五十五条第一項に係る部分に限る。 ) 並びに法別表第四(三)欄二の項、三の項及び四の項)の場合には、五メートル)までは、当該建築物の高さに算入しない。

八略

七・八略

2  
4  
略

場合においては、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。 ) の用途に供する部分の床面積を算入しない。

五略

六 建築物の高さ 地盤面からの高さによる。ただし、次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する場合には、それぞれイ、ロ又はハに定めるところによる。

イ略

ロ 法第三十三条、法第五十六条第一項第三号及び法第五十八条(北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度が定められている場合において、その高さを算定するときに限る。 ) の場合を除き、階段室、昇降機塔、裝飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の八分の一以内の場合においては、その部分の高さは、十二メートル(法第五十五条第一項及び第二項、法第五十六条の二第四項、法第五十九条の二第一項(法第五十五条第一項に係る部分に限る。 ) 並びに法別表第四(三)欄二の項、三の項及び四の項)の場合には、五メートル)までは、当該建築物の高さに算入しない。

八略

七・八略

2  
4  
略

(建築基準関係規定)

第九条 法第六条第一項(法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。

一〇十一 略

十二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項(同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)、第四十二条(同法第五十条第二項において準用する場合を含む。)、第四十三条第一項並びに第五十三条第一項

十三 十五 略

(有効面積の算定方法)

第二十条 略

2 前項の採光補正係数は、次の各号に掲げる地域又は区域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより計算した数値(天窓にあつては当該数値に三・〇を乗じて得た数値、その外側に幅九十センチメートル以上の縁側(ぬれ縁を除く。))その他これに類するものがある開口部にあつては当該数値に〇・七を乗じて得た数値)とする。ただし、採光

(建築基準関係規定)

第九条 法第六条第一項(法第八十七条第一項、法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。

一〇十一 略

十二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条、第三十五条の二第一項(同法附則第五項において準用する場合を含む。)、第四十一条第二項(同法第三十五条の二第四項及び附則第五項において準用する場合を含む。)、第四十二条(同法第五十三条第二項及び附則第五項において準用する場合を含む。)、第四十三条第一項、第五十三条第一項及び附則第四項

十三 十五 略

(有効面積の算定方法)

第二十条 略

2 前項の採光補正係数は、次の各号に掲げる地域又は区域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより計算した数値(天窓にあつては当該数値に三・〇を乗じて得た数値、その外側に幅九十センチメートル以上の縁側(ぬれ縁を除く。))その他これに類するものがある開口部にあつては当該数値に〇・七を乗じて得た数値)とする。ただし、採光

補正係数が三・〇を超えるときは、三・〇を限度とする。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層専用住居地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域 隣地境界線（法第八十六条第八項に規定する公告対象区域（以下「公告対象区域」という。）内の建築物にあつては、当該公告対象区域内の他の法第八十六条の二第一項に規定する同一敷地内建築物（同条第五項の規定により同一敷地内建築物とみなされるものを含む。以下この号において「同一敷地内建築物」という。）との隣地境界線を除く。以下この号において同じ。）又は同一敷地内の他の建築物（公告対象区域内の建築物にあつては、当該公告対象区域内の他の同一敷地内建築物を含む。以下この号において同じ。）若しくは当該建築物の他の部分に面する開口部の部分で、その開口部の直上にある建築物の各部分（開口部の直上垂直面から後退し、又は突出する部分がある場合においては、その部分を含み、半透明のひさしその他採光上支障のないひさしがある場合においては、これを除くものとする。）からその部分の面する隣地境界線（開口部が、道）都市計画区域又は準都市計画区域内においては、法第四十二条に規定する道路をいう。第百四十四条の四を除き、以下同じ。）に面する場合にあつては当該道の反対側の境界線とし、公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面に面する場合にあつては当該公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の幅の二分の一だけ隣地境界線の外側にある線とする。）又は同一敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分の対向部までの水平距離（以下この項において「水

補正係数が三・〇を超えるときは、三・〇を限度とする。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層専用住居地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域 隣地境界線（法第八十六条第八項に規定する公告対象区域（以下「公告対象区域」という。）内の建築物にあつては、当該公告対象区域内の他の法第八十六条の二第一項に規定する同一敷地内建築物（同条第五項の規定により同一敷地内建築物とみなされるものを含む。以下この号において「同一敷地内建築物」という。）との隣地境界線を除く。以下この号において同じ。）又は同一敷地内の他の建築物（公告対象区域内の建築物にあつては、当該公告対象区域内の他の同一敷地内建築物を含む。以下この号において同じ。）若しくは当該建築物の他の部分に面する開口部の部分で、その開口部の直上にある建築物の各部分（開口部の直上垂直面から後退し、又は突出する部分がある場合においては、その部分を含み、半透明のひさしその他採光上支障のないひさしがある場合においては、これを除くものとする。）からその部分の面する隣地境界線（開口部が、道）都市計画区域においては、法第四十二条に規定する道路をいう。第百四十四条の四を除き、以下同じ。）に面する場合にあつては当該道の反対側の境界線とし、公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面に面する場合にあつては当該公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の幅の二分の一だけ隣地境界線の外側にある線とする。）又は同一敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分の対向部までの水平距離（以下この項において「水平距離」という。）

平距離」という。(を、その部分から開口部の中心までの垂直距離で除した数値のうち最も小さい数値(以下「採光関係比率」という。))に六・〇を乗じた数値から一・四を減じて得た算定値(次のイから八までに掲げる場合にあつては、それぞれイから八までに定める数値)

イハ 略

二・三 略

(特殊建築物及び特定区域の便所の構造)

第三十条 都市計画区域又は準都市計画区域内における学校、病院、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、百貨店、ホテル、旅館、寄宿舍、停車場その他地方公共団体が条例で指定する用途に供する建築物の便所及び公衆便所の構造は、前条各号に掲げる基準及び次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

一・二 略

2 略

## 第六章 建築物の用途

(特定用途制限地域において条例で定める制限)

第三百三十条の二 法第四十九条の二の規定に基づく条例による建築物の用途の制限は、特定用途制限地域に関する都市計画に定められた用途の概要に即し、当該地域の良好な環境の形成又は保持に貢献する合理的な制

を、その部分から開口部の中心までの垂直距離で除した数値のうち最も小さい数値(以下「採光関係比率」という。))に六・〇を乗じた数値から一・四を減じて得た算定値(次のイから八までに掲げる場合にあつては、それぞれイから八までに定める数値)

イハ 略

二・三 略

(特殊建築物及び特定区域の便所の構造)

第三十条 都市計画区域又は準都市計画区域内における学校、病院、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、百貨店、ホテル、旅館、寄宿舍、停車場その他地方公共団体が条例で指定する用途に供する建築物の便所及び公衆便所の構造は、前条各号に掲げる基準及び次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

一・二 略

2 略

## 第六章 用途地域

限であることが明らかなものでなければならぬ。

2 法第四十九条の二の規定に基づく条例には、法第三条第二項の規定により当該条例の規定の適用を受けない建築物について、法第八十六条の七の規定の例により当該条例に定める制限の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

3 法第四十九条の二の規定に基づく条例には、当該地方公共団体の長が、当該地域の良好な環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したものについて、当該条例に定める制限の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和)

第三百三十条の二の二 略

(準工業地域内で営むことができる特殊の方法による事業)

第三百三十条の九の四 法別表第二(㉑)項第一号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第十項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める特殊の方法による事業は、次に掲げるものとする。

一 略

二 法別表第二(㉑)項第一号(十二)に掲げる圧縮ガスの製造のうち、燃料として自動車に充てんするための圧縮天然ガスに係るもの

三 五 略

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和)

第三百三十条の二 略

(準工業地域内で営むことができる特殊の方法による事業)

第三百三十条の九の四 法別表第二(㉑)項第一号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第十項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める特殊の方法による事業は、次に掲げるものとする。

一 略

二 四 略

(第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの制限の緩和に係る敷地内の空地等)

第三百三十条の十 法第五十五条第二項の規定により政令で定める空地は、法第五十三条の規定により建ぺい率の最高限度が定められている場合において、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が一から当該最高限度を減じた数値に十分の一を加えた数値以上であるものとし、同条の規定により建ぺい率の最高限度が定められていない場合においては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が十分の一以上であるものとする。

2  
略

(高層住居誘導地区内の建築物の容積率の上限の数値の算出方法)

第三百三十五条の四の四 略

(容積率の制限について前面道路の幅員に加算する数値)

第三百三十五条の四の五 略

(容積率の算定に当たり建築物から除かれる部分)

第三百三十五条の四の六 略

(第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの制限の緩和に係る敷地内の空地等)

第三百三十条の十 法第五十五条第二項の規定により政令で定める空地は、法第五十三条の規定により建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度が定められている場合においては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が一から当該最高限度を減じた数値に十分の一を加えた数値以上であるものとし、同条の規定により建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度が定められていない場合においては、当該空地の面積の敷地面積に対する割合が十分の一以上であるものとする。

2  
略

(高層住居誘導地区内の建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の上限の数値の算出方法)

第三百三十五条の四の四 略

(延べ面積の敷地面積に対する割合の制限について前面道路の幅員に加算する数値)

第三百三十五条の四の五 略

(延べ面積の敷地面積に対する割合の算定に当たり建築物から除かれる部分)

第三百三十五条の四の六 略

（特例容積率の限度の指定等の申請について同意を得るべき利害関係者）

第三百三十五条の四の七 法第五十二条の二第二項の政令で定める利害関係を有する者は、所有権、對抗要件を備えた借地権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びこれらの権利に関する仮登記、これらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人とする。

第三百三十五条の四の八 法第五十二条の三第一項の政令で定める利害関係を有する者は、前条に規定する者（所有権又は借地権を有する者を除く。）とする。

（建ぺい率の制限の緩和に当たり建築物から除かれる部分）

第三百三十五条の四の九 法第五十三条第四項の政令で定める建築物の部分は、次に掲げるものとする。

- 一 軒、ひさし、ぬれ縁及び国土交通省令で定める建築設備
- 二 建築物の地盤面下の部分
- 三 高さが二メートル以下の門又は塀

（敷地内の空地及び敷地面積の規模）

第三百三十六条 法第五十九条の二第一項の規定により政令で定める空地は、法第五十三条の規定により建ぺい率の最高限度が定められている場合において、当該最高限度に応じて、当該空地の面積の敷地面積に対す

（敷地内の空地及び敷地面積の規模）

第三百三十六条 法第五十九条の二第一項の規定により政令で定める空地は、法第五十三条の規定により建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度が定められている場合においては、当該最高限度に応じて、当該空地

る割合が次の表に定める数値以上であるものとし、同条の規定により建  
 ぺい率の最高限度が定められていない場合においては、当該空地の面積  
 の敷地面積に対する割合が十分の二以上であるものとする。

			法第五十三條の規定による建 ぺい率の最高限度	空地の面積の敷地面積に対する 割合
一	十分の五以下の場合	一から法第五十三條の規定によ る建ぺい率の最高限度を減じた 数値に十分の一・五を加えた数 値		
二	十分の五を超え、十分の五・ 五以下の場合	十分の六・五		
三	十分の五・五を超える場合	一から法第五十三條の規定によ る建ぺい率の最高限度を減じた 数値に十分の二を加えた数値		

の面積の敷地面積に対する割合が次の表に定める数値以上であるもの  
 とし、同条の規定により建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度が定  
 められていない場合においては、当該空地の面積の敷地面積に対する割  
 合が十分の二以上であるものとする。

			法第五十三條の規定による建 築面積の敷地面積に対する割 合の最高限度	空地の面積の敷地面積に対する 割合
一	十分の五以下の場合	一から法第五十三條の規定によ る建築面積の敷地面積に対する 割合の最高限度を減じた数値に 十分の一・五を加えた数値		
二	十分の五を超え、十分の五・ 五以下の場合	十分の六・五		
三	十分の五・五を超える場合	一から法第五十三條の規定によ る建築面積の敷地面積に対する 割合の最高限度を減じた数値に 十分の二を加えた数値		

2・3 略

(地区計画等の区域内において条例で定める制限)

第三百三十六条の二の四 法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事項で地区計画等の内容として定められたものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならない。

一 略

二 建築物の容積率の最高限度 十分の五以上の数値であること。

三 建築物の建ぺい率の最高限度 十分の三以上の数値であること。

四 略

七 建築物の高さの最低限度、建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度 商業その他の業務又は住居の用に供する中高層の建築物を集合して一体的に整備すべき区域その他の土地の合理的かつ健全な高度利用を図るべき区域について、当該区域の高度利用を促進するに足りる合理的な数値であること。

八 十五 略

2 4 略

5 建築物の容積率の最高限度若しくは最低限度又は建築物の建ぺい率の最高限度の算定に当たっては、同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、建築物の延べ面積又は建築面積は、当該建築物の延べ面積又は建築面積の合計とする。

2・3 略

(地区計画等の区域内において条例で定める制限)

第三百三十六条の二の四 法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事項で地区計画等の内容として定められたものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならない。

一 略

二 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度 十分の五以上の数値であること。

三 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 十分の三以上の数値であること。

四 略

七 建築物の高さの最低限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度 商業その他の業務又は住居の用に供する中高層の建築物を集合して一体的に整備すべき区域その他の土地の合理的かつ健全な高度利用を図るべき区域について、当該区域の高度利用を促進するに足りる合理的な数値であること。

八 十五 略

2 4 略

5 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度又は建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度の算定に当たっては、同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、建築物の延べ面積又は建築面積は、当該建築物の延べ面積又は建築面積の合計

6～9 略

10 法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例については、第三百三十の二第二項の規定を準用する。

11 略

第七章の四 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地及び構造

(都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限)  
第三百三十六条の二の八 法第六十八条の九の規定に基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事項のうち必要なものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならない。

一 略

二 建築物の容積率の最高限度 用途地域の指定のない区域内の建築物についての法第五十二条の規定による制限より厳しいものでないこと。

三 建築物の建ぺい率の最高限度 用途地域の指定のない区域内の建築物についての法第五十三条の規定による制限より厳しいものでないこと。

四～六 略

とする。

6～9 略

10 法第六十八条の二第一項の規定に基づく条例には、法第三条第二項の規定により当該条例の規定の適用を受けない建築物について、法第八十六条の七の規定の例により当該条例に定める制限の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

11 略

第七章の四 都市計画区域以外の区域内の建築物の敷地及び構造

(都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限)  
第三百三十六条の二の八 法第六十八条の九の規定に基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事項のうち必要なものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならない。

一 略

二 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度 用途地域の指定のない区域内の建築物についての法第五十二条の規定による制限より厳しいものでないこと。

三 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 用途地域の指定のない区域内の建築物についての法第五十三条の規定による制限より厳しいものでないこと。

四～六 略

2 法第六十八条の九の規定に基づく条例については、第三百三十条の二第二項の規定を準用する。

3 略

(容積率関係)

第三百三十七条の五 略

(高度利用地区関係)

第三百三十七条の六 法第三条第二項の規定により法第五十九条第一項の規定の適用を受けない建築物について法律第八十六条の七の規定により政令で定める範囲は、その適合しない部分が、当該建築物の容積率の最低限度又は建築面積に係る場合の増築及び改築については次の各号に、当該建築物の容積率の最高限度及び建築面積に係る場合の増築及び改築については次の各号及び前条各号に、当該建築物の容積率の最高限度に係る場合の増築及び改築については同条各号に定めるところによる。

一・二 略

三 増築後の容積率が高度利用地区に関する都市計画において定められた容積率の最低限度の三分の二を超えないこと。

四 略

2 法第六十八条の九の規定に基づく条例については、第三百三十六条の二の四第十項の規定を準用する。

3 略

(延べ面積の敷地面積に対する割合関係)

第三百三十七条の五 略

(高度利用地区関係)

第三百三十七条の六 法第三条第二項の規定により法第五十九条第一項の規定の適用を受けない建築物について法律第八十六条の七の規定により政令で定める範囲は、その適合しない部分が、当該建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度又は建築面積に係る場合の増築及び改築については次の各号に、当該建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度及び建築面積に係る場合の増築及び改築については次の各号及び前条各号に、当該建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度に係る場合の増築及び改築については同条各号に定めるところによる。

一・二 略

三 増築後の延べ面積の敷地面積に対する割合が高度利用地区に関する都市計画において定められた延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度の三分の二を超えないこと。

四 略

(工作物の指定)

第三百三十八条 略

2 略

3 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で法第八十八条第二項の規定により政令で指定するものは、次に掲げる工作物(土木事業その他の事業により一時的に使用するためにその事業中臨時にあるもの及び第一号又は第五号に掲げるもので建築物の敷地(法第三条第二項の規定により法第四十八条第一項から第十二項までの規定の適用を受けない建築物については、第三百三十七条に規定する基準時における敷地をいう。)と同一の敷地内にあるものを除く。)とする。

一・二 略

三 高さが八メートルを超えるサイロその他これに類する工作物のうち飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵するもので第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域内にあるもの

四 前項各号に掲げる工作物で第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域内にあるもの

五 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物で都市計画区域又は準都市計画区域(準都市計画区域にあつては、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域に限る。)内にあるもの

六 特定用途制限地域内にある工作物で当該特定用途制限地域に係る法第八十八条第二項において準用する法第四十九条の二の規定に基づく

(工作物の指定)

第三百三十八条 略

2 略

3 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で法第八十八条第二項の規定により政令で指定するものは、次に掲げる工作物(土木事業その他の事業により一時的に使用するためにその事業中臨時にあるもの及び第一号又は第五号に掲げるもので建築物の敷地(法第三条第二項の規定により法第四十八条第一項から第十二項までの規定の適用を受けない建築物については、第三百三十七条に規定する基準時における敷地をいう。)と同一の敷地内にあるものを除く。)とする。

一・二 略

三 高さが八メートルを超えるサイロその他これに類する工作物のうち飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵するもので第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内にあるもの

四 前項各号に掲げる工作物で第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内にあるもの

五 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物で都市計画区域内にあるもの

条例において制限が定められた用途に供するもの

(製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等)

第四百四十四条の二の二 略

(処理施設)

第四百四十四条の二の三 第三百三十八条第三項第五号に掲げるもの(都市計画区域内にあるものに限る。)(については、第三百三十条の二の二(第一項第一号及び第四号を除く。)(の規定を準用する。)

(特定用途制限地域内の工作物)

第四百四十四条の二の四 第三百三十八条第三項第六号に掲げるものについては、第三百三十条の二の規定を準用する。

2 第三百三十八条第三項第六号に掲げるものについての法第八十八条第二項において準用する法第八十七条第三項の規定によつて法第四十九条の二の規定に基づく条例の規定を準用する場合における同項第二号に規定する類似の用途の指定については、当該条例で定めるものとする。

(市町村の建築主事等の特例)

第四百四十八条 略

2 法第九十七条の二第四項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権

(製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等)

第四百四十四条の二の二 略

2 第三百三十八条第三項第五号に掲げるものについては、第三百三十条の二(第一項第一号及び第四号を除く。)(の規定を準用する。)

(市町村の建築主事等の特例)

第四百四十八条 略

2 法第九十七条の二第四項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権

限に属する事務で政令で定めるものは、次に掲げる事務（建築審査会が置かれていない市町村の長にあつては、第一号及び第三号に掲げる事務）とする。

一 略

二 法第四十三条第一項、法第四十四条第一項第二号、法第五十二条第十一項（同項第二号に該当する場合に限る。）、法第五十三条第五項、法第五十四条の二第一項及び法第六十八条の七第五項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務のうち、前項各号に掲げる建築物又は工作物に係る事務

三・四 略

3 略

（特別区の特例）

第四百九条 略

2 法第九十七条の三第三項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務で政令で定めるものは、前項各号に掲げる建築物、工作物又は建築設備に係る事務以外の事務であつて法の規定により都知事たる特定行政庁の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事務以外の事務とする。

一 市町村都市計画審議会が置かれていない特別区の長 法第七条の三（法第八十七条の二及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、法第二十二条、法第四十二条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、法第五十一条、法第五十二条

限に属する事務で政令で定めるものは、次に掲げる事務（建築審査会が置かれていない市町村の長にあつては、第一号及び第三号に掲げる事務）とする。

一 略

二 法第四十三条第一項、法第四十四条第一項第二号、法第五十二条第十一項（同項第二号に該当する場合に限る。）、法第五十三条第四項、法第五十四条の二第一項及び法第六十八条の七第五項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務のうち、前項各号に掲げる建築物又は工作物に係る事務

三・四 略

3 略

（特別区の特例）

第四百九条 略

2 法第九十七条の三第三項に規定する都道府県知事たる特定行政庁の権限に属する事務で政令で定めるものは、前項各号に掲げる建築物、工作物又は建築設備に係る事務以外の事務であつて法の規定により都知事たる特定行政庁の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事務以外の事務とする。

一 市町村都市計画審議会が置かれていない特別区の長 法第七条の三（法第八十七条の二及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、法第二十二条、法第四十二条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、法第五十一条、法第五十二条

<p>3 略</p> <p>第一項、<u>法第五十二条の二第三項及び第四項、法第五十二条の三第二項及び第三項、法第五十三条第一項、法第五十六条第一項、法第八十条、法第八十五条第一項並びに法別表第三に規定する事務</u></p> <p>二 市町村都市計画審議会が置かれている特別区の長 法第七条の三、<u>法第五十一条（卸売市場、と畜場及びその他の処理施設（産業廃棄物処理施設に限る。）に係る部分に限る。）</u>、<u>法第五十二条第一項第六号、法第五十二条の二第三項及び第四項、法第五十二条の三第二項及び第三項、法第五十三条第一項、法第五十六条第一項、法第八十四条、法第八十五条第一項並びに法別表第三に規定する事務</u></p>	<p>3 略</p> <p>第一項、<u>法第五十三条第一項、法第八十四条及び法第八十五条第一項に規定する事務</u></p> <p>二 市町村都市計画審議会が置かれている特別区の長 法第七条の三、<u>法第五十一条（卸売市場、と畜場及びその他の処理施設（産業廃棄物処理施設に限る。）に係る部分に限る。）</u>、<u>法第八十四条及び法第八十五条第一項に規定する事務</u></p>
--	--

改正案	現行
<p>（都市計画に関する事務）</p> <p>第七百七十四条の三十八 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する都市計画に関する事務は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十六条、第二十七条、第三章（第一節及び第三節を除く。）及び第六十五条第一項の規定並びに都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三章（第一節を除く。）の規定により、都道府県が処理することとされている事務とする。この場合においては、次項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中当該都道府県が処理することとされている事務に係る都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（都市計画に関する事務）</p> <p>第七百七十四条の四十九の十七 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する都市計画に関する事務は、都市計画法第二十六条、第二十七条、第三章（第一節及び第三節を除く。）及び第六十五条第一項の規定並びに都市計画法施行令第三章（第一節を除く。）の規定により、都道府県が処理することとされている事務とする。この場合においては、次項において準用する第七百七十四条の三十八第二項</p>	<p>（都市計画に関する事務）</p> <p>第七百七十四条の三十八 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する都市計画に関する事務は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十六条、第二十七条、第三章及び第六十五条第一項の規定並びに都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三章の規定により、都道府県が処理することとされている事務とする。この場合においては、次項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中当該都道府県が処理することとされている事務に係る都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（都市計画に関する事務）</p> <p>第七百七十四条の四十九の十七 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する都市計画に関する事務は、都市計画法第二十六条、第二十七条、第三章及び第六十五条第一項の規定並びに都市計画法施行令第三章の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第五十八条第一項の規定による条例の制定に関する事務を除く。以下この項において同じ。）とする。この場合においては、次</p>

において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中当該都道府県が処理することとされている事務に係る都道府県に関する規定は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2  
略

(都市計画に関する事務)

第七百七十四条の四十九の二十 地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の規定により、同項の特例市(以下この条及び次条において「特例市」という。)が処理する都市計画に関する事務は、都市計画法第二十六條、第二十七條、第三章(第一節及び第三節を除く。)及び第六十五条第一項の規定並びに都市計画法施行令第三章(第一節を除く。)の規定により、都道府県が処理することとされている事務とする。この場合においては、次項において準用する第七百七十四条の三十八第二項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中当該都道府県が処理することとされている事務に係る都道府県に関する規定は、特例市に関する規定として特例市に適用があるものとする。

2  
略

項において準用する第七百七十四条の三十八第二項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中当該都道府県が処理することとされている事務に係る都道府県に関する規定は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2  
略

(都市計画に関する事務)

第七百七十四条の四十九の二十 地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の規定により、同項の特例市(以下この条及び次条において「特例市」という。)が処理する都市計画に関する事務は、都市計画法第二十六條、第二十七條、第三章及び第六十五条第一項の規定並びに都市計画法施行令第三章の規定により、都道府県が処理することとされている事務(同法第五十八条第一項の規定による条例の制定に関する事務を除く。以下この項において同じ。)とする。この場合においては、次項において準用する第七百七十四条の三十八第二項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中当該都道府県が処理することとされている事務に係る都道府県に関する規定は、特例市に関する規定として特例市に適用があるものとする。

2  
略

改正案	現行
<p>（法第六百二条第一項第一号の土地の譲渡等） 第五十四条の四十五 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第六百二条第一項第一号二に規定する土地の譲渡で政令で定めるものは、次に掲げる土地の譲渡とする。</p> <p>一 都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可（以下本項において「開発許可」という。）を受けた土地の所有者等（開発許可に基づく地位を承継した土地の所有者等を含む。）が造成した一団の宅地（その面積が千平方メートル以上のものに限る。）の全部又は一部の当該土地の所有者等による譲渡で、次に掲げる要件に該当するもの（第三号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>一丁七 略</p> <p>5～8 略</p> <p>（法第七百三条の三第三項の規定の適用を受ける場合） 第五十六条の八十七 法第七百三条の三第三項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 略</p>	<p>（法第六百二条第一項第一号の土地の譲渡等） 第五十四条の四十五 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第六百二条第一項第一号二に規定する土地の譲渡で政令で定めるものは、次に掲げる土地の譲渡とする。</p> <p>一 都市計画法第二十九条又は同法附則第四項の許可（以下本項において「開発許可」という。）を受けた土地の所有者等（開発許可に基づく地位を承継した土地の所有者等を含む。）が造成した一団の宅地（その面積が千平方メートル以上のものに限る。）の全部又は一部の当該土地の所有者等による譲渡で、次に掲げる要件に該当するもの（第三号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>一丁七 略</p> <p>5～8 略</p> <p>（法第七百三条の三第三項の規定の適用を受ける場合） 第五十六条の八十七 法第七百三条の三第三項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 略</p>

二 都市計画法第二十九条第一項の規定の適用について国又は地方公共  
団体とみなされる者が宅地開発を行う場合

三・四 略

附則

(固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲)

第十二条 略

2) 8 略

9 市町村長は、法附則第十六条第三項又は第四項の規定の適用を受けよ  
うとする者の申請に基づき、これらの規定に規定する貸家住宅の敷地の  
用に供する土地が次に掲げる土地のいずれかに該当する場合に限り、当  
該貸家住宅の敷地の用に供する土地が良好な居住環境の整備のための公  
共施設の整備が行われたものであると認めるものとする。

一 都市計画法第二十九条第一項の許可を受け、かつ、当該許可の内容  
に適合した宅地の造成がされた土地

二) 四 略

10) 21 略

(平成六年度以降において新たに市街化区域農地となる場合の政令で定  
める事情等)

第十四条の二 略

2 法附則第十九条の三第三項に規定する政令で定める事由は、次に掲げ

二 都市計画法第二十九条の規定の適用について国又は地方公共団体と  
みなされる者が宅地開発を行う場合

三・四 略

附則

(固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲)

第十二条 略

2) 8 略

9 市町村長は、法附則第十六条第三項又は第四項の規定の適用を受けよ  
うとする者の申請に基づき、これらの規定に規定する貸家住宅の敷地の  
用に供する土地が次に掲げる土地のいずれかに該当する場合に限り、当  
該貸家住宅の敷地の用に供する土地が良好な居住環境の整備のための公  
共施設の整備が行われたものであると認めるものとする。

一 都市計画法第二十九条の許可を受け、かつ、当該許可の内容に適合  
した宅地の造成がされた土地

二) 四 略

10) 21 略

(平成六年度以降において新たに市街化区域農地となる場合の政令で定  
める事情等)

第十四条の二 略

2 法附則第十九条の三第三項に規定する政令で定める事由は、次に掲げ

る事由とする。

一 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十三号）第一条の規定による改正前の都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画又は都市計画法第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画が当該市町村の区域について定められたこと。

二 四 略

3・4 略

（法附則第二十九条の五第一項の政令で定める事由等）

第十四条の五 略

2 法附則第二十九条の五第一項に規定する計画的な宅地化のための手続で政令で定めるものは、次に掲げる手続とする。

一 都市計画法第二十九条第一項に規定する開発行為の許可の申請

二 六 略

七 都市計画法第二十九条第一項に規定する開発行為の許可を要しない宅地の造成に係る計画が次に掲げる事項につき総務省令で定める書類により国土交通大臣の定める基準に適合していることについての市町村長の認定（次項第十号において「優良な宅地化計画の認定」という。）の申請

八 略

3 法附則第二十九条の五第一項に規定する政令で定める計画策定等は、次に掲げる計画策定等とする。

る事由とする。

一 都市計画法第七条第一項の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が当該市町村の区域について定められたこと。

二 四 略

3・4 略

（法附則第二十九条の五第一項の政令で定める事由等）

第十四条の五 略

2 法附則第二十九条の五第一項に規定する計画的な宅地化のための手続で政令で定めるものは、次に掲げる手続とする。

一 都市計画法第二十九条に規定する開発行為の許可の申請

二 六 略

七 都市計画法第二十九条に規定する開発行為の許可を要しない宅地の造成に係る計画が次に掲げる事項につき総務省令で定める書類により国土交通大臣の定める基準に適合していることについての市町村長の認定（次項第十号において「優良な宅地化計画の認定」という。）の申請

八 略

3 法附則第二十九条の五第一項に規定する政令で定める計画策定等は、次に掲げる計画策定等とする。

一 都市計画法第二十九条第一項に規定する開発行為の許可  
二 九 略

十 都市計画法第二十九条第一項に規定する開発行為の許可を要しない宅地の造成に係る計画についての優良な宅地化計画の認定

4 11 略

(法附則第二十九条の七第二項に規定する市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定)

第十四条の七 略

2 4 略

5 法附則第二十九条の七第二項に規定する市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定に係る法附則第二十九条の五第一項から第十九項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法附則第二十九条の五第一項	市町村は、市街化区域設定年度(旧都市計画法第七條第一項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画又は都市計画法第七條第一項に規定する区域区分に	市町村は、特定市となつた年度(平成七年度以降の各年度において附則第二十九条の七第一項の規定の適用を受けないこととなつた場合における当該年度をいう。以下本条
---------------	---	---

一 都市計画法第二十九条に規定する開発行為の許可  
二 九 略

十 都市計画法第二十九条に規定する開発行為の許可を要しない宅地の造成に係る計画についての優良な宅地化計画の認定

4 11 略

(法附則第二十九条の七第二項に規定する市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定)

第十四条の七 略

2 4 略

5 法附則第二十九条の七第二項に規定する市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定に係る法附則第二十九条の五第一項から第十九項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法附則第二十九条の五第一項	市町村は、市街化区域設定年度(都市計画法第七條第一項の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が当該市町村の区域について定められたことその他の政令で定	市町村は、特定市となつた年度(平成七年度以降の各年度において附則第二十九条の七第一項の規定の適用を受けないこととなつた場合における当該年度をいう。以下本条
---------------	---	---

略		
略	略	<p>関する都市計画が当該市町村の区域について定められたことその他の政令で定める事由の生じた日（以下本条において「市街化区域設定日」という。）の属する年の翌年の一月一日（当該市街化区域設定日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下本条において同じ。</p>
略	略	<p>において同じ。）分</p>
略		
略	略	<p>める事由の生じた日（以下本条において「市街化区域設定日」という。）の属する年の翌年の一月一日（当該市街化区域設定日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下本条において同じ。）分</p>
略	略	<p>において同じ。）分</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十六条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇七</p> <p>八 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項（同法第五十二条の二第二項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。））</p> <p>九〇十五</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十六条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇七</p> <p>八 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項（同法第五十二条の二第二項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項、第六十五条第三項及び附則第五項において準用する場合を含む。））</p> <p>九〇十五</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、事業団を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇八 略</p> <p>九 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第二十九条第四号及び第二項第二号</u>、<u>第三十五条の二第一項ただし書</u>、<u>第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第四十三条第一項第一号</u>、<u>第五十八条の二第一項第三号並びに第五十八条の六第一項</u></p> <p>十〇十九 略</p> <p>二・三 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、事業団を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇八 略</p> <p>九 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第二十九条第四号</u>、<u>第三十条の二第一項ただし書（附則第五項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第五十三条第二項</u>、<u>第六十五条第三項及び附則第五項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第四十三条第一項第一号</u>、<u>第五十八条の二第一項第三号</u>、<u>第五十八条の六第一項及び附則第四項ただし書</u></p> <p>十〇十九 略</p> <p>二・三 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第八条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇七 略</p> <p>八 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項（第五十条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む））、第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。））、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項、第六十三条第一項及び第八十条第一項</p> <p>九〇十九 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第八条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇七 略</p> <p>八 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項（第五十条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む））、第五十三条第二項、第六十五条第三項及び附則第五項において準用する場合を含む。））、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項、第六十三条第一項及び第八十条第一項</p> <p>九〇十九 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇七 略</p> <p>八 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項（第五十条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む））、第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）<u>、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十二条第一項並びに第八十条第一項</u></p> <p>九〇十八 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇七 略</p> <p>八 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項（第五十条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む））、第五十三条第二項、第六十五条第三項及び附則第五項において準用する場合を含む。）<u>、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十二条第一項並びに第八十条第一項</u></p> <p>九〇十八 略</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第六条 次の法令の規定については、事業団を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 七 略</p> <p>八 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項（第五十条の二第二項）（第五十七条の三第一項）において準用する場合を含む。            。、第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>九 十二 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第六条 次の法令の規定については、事業団を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 七 略</p> <p>八 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項（第五十条の二第二項）（第五十七条の三第一項）において準用する場合を含む。            。、第五十三条第二項、<u>第六十五条第三項及び附則第五項</u>において準用する場合を含む。）</p> <p>九 十二 略</p> <p>2・3 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇七 略</p> <p>八 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項（第五十条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む））、第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十二条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>九〇十八 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇七 略</p> <p>八 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項（第五十条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む））、第五十三条第二項、第六十五条第三項及び附則第五項において準用する場合を含む。）、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十二条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>九〇十八 略</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇八 略</p> <p>九 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項）において準用する場合を含む。）</u>、<u>第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。</u>）、<u>第四十三條第一項第一号、第五十八條の二第一項第三号、第五十八條の六第一項、第五十九條第三項、第六十三條第一項並びに第八十條第一項</u></p> <p>十〇二十二 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十七条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇八 略</p> <p>九 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第二十九条第四号、第三十条の二第一項ただし書（附則第五項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項）において準用する場合を含む。）</u>、<u>第五十三條第二項、第六十五條第三項及び附則第五項において準用する場合を含む。</u>）、<u>第四十三條第一項第一号、第五十八條の二第一項第三号、第五十八條の六第一項、第五十九條第三項、第六十三條第一項、第八十條第一項及び附則第四項ただし書</u></p> <p>十〇二十二 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十一 略</p> <p>十二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第二項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十二条第一項並びに第八十条第一項</p> <p>十三〃二十六 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十一 略</p> <p>十二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第四号、第三十五条の二第一項ただし書（附則第五項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項、第六十五条第三項及び附則第五項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十二条第一項、第八十条第一項並びに附則第四項ただし書</p> <p>十三〃二十六 略</p>

改正案	現行
<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の四 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分では政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十三条第一項、第五十二条の第二項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第六十五条第一項の許可並びに同法第五十八条第一項の規定に基づく条例の規定による処分</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書及び第十二項ただし書、第五十二条第七項、第八項ただし書及び第十一項ただし書、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十四条の二第一項第二号（同法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十九条第四項、第五</p>	<p>（法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分）</p> <p>第二条の四 法第三十三条及び第三十六条の法令に基づく許可等の処分では政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十一条第二項ただし書（同法附則第五項において準用する場合を含む。）、第四十二項ただし書（同法附則第五項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項、第六十五条第一項及び附則第四項の許可、同法第四十三条第一項第六号口の確認並びに同法第五十八条第一項の規定に基づく条例の規定による処分</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書及び第十二項ただし書、第五十二条第七項、第八項ただし書及び第十一項ただし書、第五十三条第四項第三号、第五十四条の二第一項第二号（同法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二</p>

十九条の二第一項、第六十八条の四第四項、第六十八条の五第二項並びに第六十八条の七第五項の許可、同法第五十二条の二第三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項並びに第八十六条の二第一項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三了二十七 略

(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定(これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。)に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法(昭和四十三年法律第百一号)第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限(同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 都市計画法第二十九条第一項及び第二項、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第五十二条の二第一項(同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。)、第五十二条の三第二項及び第四項(これらの規定を同法第五十七条の四において準用する場合を含む。次項において同じ。)、第五十三条第一項、第五十

第一項、第六十八条の四第四項、第六十八条の五第二項並びに第六十八条の七第五項の許可、同法第八十六条第一項及び第二項並びに第八十六条の二第一項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項、第四十九条第一項、第五十条、第六十八条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分

三了二十七 略

(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定(これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。)に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法(昭和四十三年法律第百一号)第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限(同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 都市計画法第二十九条、第四十一条第二項(同法附則第五項において準用する場合を含む。)、第四十二条第一項(同法附則第五項において準用する場合を含む。)、第四十三条第一項、第五十二条の二第一項(同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。)、第五十二条の三第二項及び第四項(これらの規定を同法第五十七条の

七条第二項及び第四項、第五十八条第一項、第五十八条の二第一項及び第二項、第六十五条第一項並びに第六十七条第一項及び第三項

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十二項まで（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の二（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条第一項から第十一項まで、第五十二条の二第三項、第五十三条第一項から第六項まで、第五十四条、第五十四条の二第一項（同法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項（同法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二、第五十七条の二第一項及び第二項、第五十八条、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六十一条、第六十二条、第六十八条、第六十八条の二第一項、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項及び第二項並びに第八十六条の二第一項

三了三十略

2・3略

四において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第五十三条第一項、第五十七条第二項及び第四項、第五十八条第一項、第五十八条の二第一項及び第二項、第六十五条第一項、第六十七条第一項及び第三項並びに附則第四項

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十二項まで（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条第一項から第十一項まで、第五十三条、第五十四条、第五十四条の二第一項（同法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項（同法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二、第五十七条の二第一項及び第二項、第五十八条、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六十一条、第六十二条、第六十八条、第六十八条の二第一項、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項及び第二項並びに第八十六条の二第一項

三了三十略

2・3略

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一七 略</p> <p>八 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第十一条第五項、第十二条の二第三項、第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第一項、第二項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</u></p> <p>九〇二十二 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一七 略</p> <p>八 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第十一条第四項、第十二条の二第三項、第二十九条第四号、第三十五条の二第一項ただし書（同法附則第五項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九</u><u>条第一項、第二項及び第四項、第六十三条第一項、第八十条第一項並びに附則第四項ただし書</u></p> <p>九〇二十二 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第六条 次の法令の規定については、事業団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 五 略</p> <p>六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項）において準用する場合を含む。）</u>、<u>第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。</u>）、<u>第四十三條第一項第一号、第五十八條の二第一項第三号、第五十八條の六第一項、第五十九條第三項、第六十三條第一項並びに第八十條第一項</u></p> <p>七 十六 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第六条 次の法令の規定については、事業団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 五 略</p> <p>六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第二十九条第四号、第三十条の二第一項ただし書（附則第五項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項）において準用する場合を含む。）</u>、<u>第五十三條第二項、第六十五條第三項及び附則第五項において準用する場合を含む。</u>）、<u>第四十三條第一項第一号、第五十八條の二第一項第三号、第五十八條の六第一項、第五十九條第三項、第六十三條第一項、第八十條第一項及び附則第四項ただし書</u></p> <p>七 十六 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十一条 次の法令の規定については、空港周辺整備機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。</p> <p>一〇六 略</p> <p>七 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項）において準用する場合を含む。）</u>、<u>第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。</u>）、<u>第四十三條第一項第一号、第五十八條の二第一項第三号、第五十八條の六第一項、第五十九條第三項及び第四項、第六十三條第一項並びに第八十條第一項</u></p> <p>八〇十九 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第八条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇六 略</p> <p>七 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第二十九条第四号、第三十五条の二第一項ただし書（附則第五項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項）において準用する場合を含む。）</u>、<u>第五十三條第二項、第六十五条第三項及び附則第五項において準用する場合を含む。</u>）、<u>第四十三條第一項第一号、第五十八條の二第一項第三号、第五十八條の六第一項、第五十九條第三項及び第四項、第六十三條第一項、第八十條第一項並びに附則第四項ただし書</u></p> <p>八〇十九 略</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十一条 次の法令の規定については、空港周辺整備機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。</p> <p>一・二略</p> <p>三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第二十九条第四号及び第二項第二号</u>、<u>第三十五条の二第一項ただし書</u>、<u>第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項）において準用する場合を含む。）</u>、<u>第五十三条第二項及び第六十五条第三項</u>において準用する場合を含む。）、<u>第四十三条第一項第一号</u>、<u>第五十八条の二第一項第三号並びに第五十八条の六第一項</u></p> <p>四〇十四略</p> <p>2略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十一条 次の法令の規定については、空港周辺整備機構を国の行政機関とみなしてこれらの規定を準用する。</p> <p>一・二略</p> <p>三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第二十九条第四号</u>、<u>第三十条の二第一項ただし書</u>（<u>附則第五項</u>において準用する場合を含む。）、<u>第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項）において準用する場合を含む。）</u>、<u>第五十三条第二項</u>、<u>第六十五条第三項及び附則第五項</u>において準用する場合を含む。）、<u>第四十三条第一項第一号</u>、<u>第五十八条の二第一項第三号</u>、<u>第五十八条の六第一項及び附則第四項ただし書</u></p> <p>四〇十四略</p> <p>2略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第一条 次の法令の規定については、石油公団（以下「公団」という。）を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～五 略</p> <p>六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項（同法第五十二条の二第二項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）及び第五十八条の六第一項</p> <p>七～十三 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第一条 次の法令の規定については、石油公団（以下「公団」という。）を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～五 略</p> <p>六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項（同法第五十二条の二第二項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項、第六十五条第三項及び附則第五項において準用する場合を含む。）及び第五十八条の六第一項</p> <p>七～十三 略</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第七条の八の三第一項第五号の政令で定める行為）</p> <p>第一条の十四 法第七条の八の三第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 都市計画法第二十九条第一項第三号に掲げる開発行為その他の公益上必要な事業の実施に係る行為で再開発地区計画の目的を達成する上で著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものうち、用途上又は構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの</p>	<p>（法第七条の八の三第一項第五号の政令で定める行為）</p> <p>第一条の十四 法第七条の八の三第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市計画法附則第四項の許可を要する行為</p> <p>二 略</p> <p>三 都市計画法第二十九条第三号に掲げる開発行為その他の公益上必要な事業の実施に係る行為で再開発地区計画の目的を達成する上で著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものうち、用途上又は構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第四条  次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 九 略</p> <p>十  都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第二十九条第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三條第一項第一号、第五十八條の二第一項第三号、第五十八條の六第一項、第五十九條第三項及び第四項、第六十三條第一項並びに第八十條第一項</u></p> <p>十一 一 二十四 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第四条  次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 九 略</p> <p>十  都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第二十九条第四号、第三十五条の二第一項ただし書（附則第五項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項、第六十五条第三項及び附則第五項において準用する場合を含む。）、第四十三條第一項第一号、第五十八條の二第一項第三号、第五十八條の六第一項、第五十九條第三項及び第四項、第六十三條第一項、第八十條第一項並びに附則第四項ただし書</u></p> <p>十一 一 二十四 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。））が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が設立したものの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 都市計画法第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第五十八条の二第一項第三号並びに第五十八条の六第一項</p> <p>五十二 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第九条 次の法令の規定については、土地開発公社を、都道府県が設立したもの（都道府県が他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該都道府県と、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。））が設立したもの（指定都市が都道府県以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該指定都市と、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が設立したものの（中核市が都道府県及び指定都市以外の他の地方公共団体と共同で設立したものを含む。）にあつては当該中核市と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 都市計画法第二十九条第四号、第三十五条の二第一項ただし書（同法附則第五項において準用する場合を含む。）、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項及び附則第四項ただし書</p> <p>五十二 略</p> <p>2・3 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第六条 次の法令の規定については、事業団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～八 略</p> <p>九 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項）において準用する場合を含む。）</u>、<u>第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。</u>）、<u>第四十三條第一項第一号、第五十八條の二第一項第三号、第五十八條の六第一項、第五十九條第三項、第六十三條第一項並びに第八十條第一項</u></p> <p>十～二十三 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第六条 次の法令の規定については、事業団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～八 略</p> <p>九 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第二十九条第四号、第三十条の二第一項ただし書（附則第五項において準用する場合を含む。）</u>、<u>第四十二条第二項（第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項）において準用する場合を含む。）</u>、<u>第五十三條第二項、第六十五条第三項及び附則第五項において準用する場合を含む。</u>）、<u>第四十三條第一項第一号、第五十八條の二第一項第三号、第五十八條の六第一項、第五十九條第三項、第六十三條第一項、第八十條第一項及び附則第四項ただし書</u></p> <p>十～二十三 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（交付金） 第二十三条 略</p> <p>2 法第四十条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 交付金の予算総額の二割は、全国の都市計画法第七条第一項の規定による市街化区域の面積に対する各都道府県の当該面積の割合及び全国と同項の規定による<u>区域区分</u>の定められていない市町村の数に対する各都道府県の当該市町村の数の割合に応じて各都道府県に配分する。</p> <p>四 略</p>	<p>（交付金） 第二十三条 略</p> <p>2 法第四十条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 交付金の予算総額の二割は、全国の都市計画法第七条第一項の規定による市街化区域の面積に対する各都道府県の当該面積の割合及び全国と同項の規定による市街化区域又は市街化調整区域の定められていない市町村の数に対する各都道府県の当該市町村の数の割合に応じて各都道府県に配分する。</p> <p>四 略</p>

改正案	現行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第八条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項（第五十二條の二第二項（第五十七條の三第一項において準用する場合を含む））、第五十三條第二項及び第六十五條第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>六 九 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第八条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十二条第二項（第五十二條の二第二項（第五十七條の三第一項において準用する場合を含む））、第五十三條第二項、第六十五條第三項及び附則第五項において準用する場合を含む。）</p> <p>六 九 略</p> <p>2 略</p>

改正案	現行
<p>（法第九条第一項の政令で定める地域）</p> <p>第三条 法第九条第一項の政令で定める地域は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する<u>区域区分</u>に関する都市計画が定められていない都市計画区域内の同法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている土地の区域</p> <p>二 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業の施行に係る区域、都市計画法第二十九条第一項の許可を受けた開発行為に係る区域又は旧住宅造成事業に関する法律（昭和三十九年法律第百六十号）第四条の許可を受けた住宅造成事業の施行に係る区域で、相当数の住居等が集合することが確実と見込まれる地域</p> <p>三 略</p> <p>（法第十条第一項第五号の政令で定める行為）</p> <p>第十条 法第十条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 略</p>	<p>（法第九条第一項の政令で定める地域）</p> <p>第三条 法第九条第一項の政令で定める地域は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域内の同法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている土地の区域</p> <p>二 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業の施行に係る区域、都市計画法第二十九条若しくは附則第四項の許可を受けた開発行為に係る区域又は旧住宅造成事業に関する法律（昭和三十九年法律第百六十号）第四条の許可を受けた住宅造成事業の施行に係る区域で、相当数の住居等が集合することが確実と見込まれる地域</p> <p>三 略</p> <p>（法第十条第一項第五号の政令で定める行為）</p> <p>第十条 法第十条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 <u>都市計画法附則第四項の許可を要する行為</u></p> <p>二 略</p>

二 都市計画法第二十九条第一項第三号に掲げる開発行為その他の公益  
上必要な事業の実施に係る行為で沿道地区計画の目的を達成する上で  
著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものうち、用途上  
又は構造上やむを得ない者として国土交通省令で定めるもの

三 都市計画法第二十九条第三号に掲げる開発行為その他の公益上必要  
な事業の実施に係る行為で沿道地区計画の目的を達成する上で著しい  
支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものうち、用途上又は構  
造上やむを得ない者として国土交通省令で定めるもの

改 正 案	現 行
<p>（法第六条第一項第五号の政令で定める行為）</p> <p>第九条 法第六条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 略</p> <p>三 都市計画法第二十九条第一項第三号に掲げる開発行為その他の公益上必要な事業の実施に係る行為で集落地区計画の目的を達成する上で著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものうち、用途上又は構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの</p>	<p>（法第六条第一項第五号の政令で定める行為）</p> <p>第九条 法第六条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 都市計画法附則第四項の許可を要する行為</p> <p>三 略</p> <p>四 都市計画法第二十九条第三号に掲げる開発行為その他の公益上必要な事業の実施に係る行為で集落地区計画の目的を達成する上で著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものうち、用途上又は構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの</p>

改 正 案	現 行
<p>（市街化区域のうち市民農園の開設の認定の対象から除外される区域）</p> <p>第三条 法第七条第一項の政令で定める区域は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第十一条第五項</u>の規定により施行予定者が定められている都市計画に係る同法第四条第六項に規定する都市計画施設の区域</p> <p>二 五 略</p>	<p>（市街化区域のうち市民農園の開設の認定の対象から除外される区域）</p> <p>第三条 法第七条第一項の政令で定める区域は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第十一条第四項</u>の規定により施行予定者が定められている都市計画に係る同法第四条第六項に規定する都市計画施設の区域</p> <p>二 五 略</p>

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令（平成五年政令第十九号）（抄）（第二十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（許可等の処分）</p> <p>第四条 法第四条の法令に基づき許可等の処分で政令に定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 五 略</p> <p>六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第四項の認可</p>	<p>（許可等の処分）</p> <p>第四条 法第四条の法令に基づき許可等の処分で政令に定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 五 略</p> <p>六 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第四項の認可及び附則第四項の許可</p>

改正案	現行
<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分で政令に定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十三条第一項、第五十二条の第二項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項及び第六十五条第一項の許可並びに同法第五十八条第一項の規定に基づく条例の規定による処分</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書及び第十二項ただし書、第五十二条第七項、第八項ただし書及び第十一項ただし書、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十四条の二第一項第二号（同法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十九条第四項、第五</p>	<p>（広告の規制等に係る許可等の処分）</p> <p>第六条 法第十八条第一項及び第十九条の法令に基づく許可等の処分で政令に定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四十一条第二項ただし書（同法附則第五項において準用する場合を含む。）、第四十二項ただし書（同法附則第五項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第一項、第六十五条第一項及び附則第四項の許可、同法第四十三条第一項第六号口の確認並びに同法第五十八条第一項の規定に基づく条例の規定による処分</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三条第一項ただし書、第四十四条第一項第四号、第四十七条ただし書、第四十八条第一項、第二項ただし書、第三項ただし書、第四項ただし書、第五項ただし書、第六項ただし書、第七項ただし書、第八項ただし書、第九項ただし書、第十項ただし書、第十一項ただし書及び第十二項ただし書、第五十二条第七項、第八項ただし書及び第十一項ただし書、第五十三条第四項第三号、第五十四条の二第一項第二号（同法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。）、第五十五条第三項各号、第五十六条の二第一項ただし書、第五十九条第四項、第五十九条の二</p>

十九条の二第一項、第六十八条の四第四項、第六十八条の五第二項並びに第六十八条の七第五項の許可、同法第五十二条の二第三項の規定による指定、同法第八十六条第一項及び第二項並びに第八十六条の二第一項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十八条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分  
三十三十一 略

(外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え)

第七条 法第四十五条の規定による不動産特定共同事業者が外国法人である場合又は不動産特定共同事業に係る不動産が外国にある場合における法の規定の適用に当たつての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第十八条第一項	略	読み替える法の規定	略	読み替えられる字句	略	読み替える字句
	略	略	略	都市計画法（昭和四十三年法律第百号） <u>第二十九</u> 条第一項又は第二十九条第二項又は第二十九条第三項の許可、建築基準法（昭和二十五年法律第 <u>二百一</u> 号） <u>第六</u> 条第一	都市計画法（昭和四十三年法律第百号） <u>第二十九</u> 条第一項又は第二十九条第二項の許可、建築基準法（昭和二十五年法律第 <u>二百一</u> 号） <u>第六</u> 条第一	都市計画法（昭和四十三年法律第百号） <u>第二十九</u> 条第一項又は第二十九条第二項の許可、建築基準法（昭和二十五年法律第 <u>二百一</u> 号） <u>第六</u> 条第一

第一項、第六十八条の四第四項、第六十八条の五第二項並びに第六十八条の七第五項の許可、同法第八十六条第一項及び第二項並びに第八十六条の二第一項の規定による認定並びに同法第三十九条第二項、第四十九条第一項、第五十条、第六十八条、第六十八条の二第一項及び第六十八条の九の規定に基づく条例の規定による処分  
三十三十一 略

(外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え)

第七条 法第四十五条の規定による不動産特定共同事業者が外国法人である場合又は不動産特定共同事業に係る不動産が外国にある場合における法の規定の適用に当たつての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第十八条第一項	略	読み替える法の規定	略	読み替えられる字句	略	読み替える字句
	略	略	略	都市計画法（昭和四十三年法律第百号） <u>第二十九</u> 条の許可、建築基準法（昭和二十五年法律第 <u>二百一</u> 号） <u>第六</u> 条第一項の確認その他法	都市計画法（昭和四十三年法律第百号） <u>第二十九</u> 条の許可、建築基準法（昭和二十五年法律第 <u>二百一</u> 号） <u>第六</u> 条第一項の確認その他法	都市計画法（昭和四十三年法律第百号） <u>第二十九</u> 条の許可、建築基準法（昭和二十五年法律第 <u>二百一</u> 号） <u>第六</u> 条第一項の確認その他法

<p>第十九条第一項</p>	
<p>都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分 政令で定めるもの</p>	<p>項の確認その他法令に基づく許可等の処分 政令で定めるもの</p>
<p>都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可、建築基準法第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分 政令で定めるものに相当する外国の法令に基づく処分</p>	<p>項の確認その他法令に基づく許可等の処分 政令で定めるものに相当する外国の法令に基づく処分</p>
<p>第十九条第一項</p>	
<p>都市計画法第二十九条の許可、建築基準法第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分 政令で定めるもの</p>	<p>令に基づく許可等の処分 政令で定めるもの</p>
<p>都市計画法第二十九条の許可、建築基準法第六条第一項の確認その他法令に基づく許可等の処分 政令で定めるものに相当する外国の法令に基づく処分</p>	<p>令に基づく許可等の処分 政令で定めるものに相当する外国の法令に基づく処分</p>

改正案	現行
<p>（法第三十三条第一項第七号の政令で定める行為）</p> <p>第十二条 法第三十三条第一項第七号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 都市計画法第二十九条第一項第三号に掲げる開発行為その他の公益上必要な事業の実施に係る行為で防災街区整備地区計画の目的を達成する上で著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものうち、当該行為に係る建築物等の用途上又は構造上これを行うことがやむを得ない者として国土交通省令で定めるもの</p>	<p>（法第三十三条第一項第七号の政令で定める行為）</p> <p>第十二条 法第三十三条第一項第七号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 都市計画法附則第四項の許可を要する行為</p> <p>二 略</p> <p>三 都市計画法第二十九条第三号に掲げる開発行為その他の公益上必要な事業の実施に係る行為で防災街区整備地区計画の目的を達成する上で著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるものうち、当該行為に係る建築物等の用途上又は構造上これを行うことがやむを得ない者として国土交通省令で定めるもの</p>

改 正 案	現 行
<p>第十条 公団は、特例業務を行う場合においては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の規定による市街化区域又は市街化調整区域において、同法第四条第十二項に規定する開発行為（同法第二十九条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第十一号までに掲げるものを除く。）を行おうとするときは、当該開発行為について、あらかじめ、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法二百五十二の二十六の三第一項の特例市における場合にあっては当該指定都市、中核市又は特例市の長とし、都市計画法第二十九条の事務が地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により市町村が処理することとされている場合又は都市計画法第八十六条の規定により港務局長に委任されている場合）に協議しなければならない。</p>	<p>第十条 公団は、特例業務を行う場合においては、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の規定による市街化区域又は市街化調整区域において、同法第四条第十二項に規定する開発行為（同法第二十九条第一号から第三号まで及び第五号から第十一号までに掲げるものを除く。）を行おうとするときは、当該開発行為について、あらかじめ、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法二百五十二の二十六の三第一項の特例市における場合にあっては当該指定都市、中核市又は特例市の長とし、都市計画法第二十九条の事務が地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により市町村が処理することとされている場合又は都市計画法第八十六条の規定により港務局長に委任されている場合）に協議しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十三条 次の法令の規定については、事業団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項（同法第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号並びに第五十八条の六第一項</u></p> <p>六～十一 略</p> <p>2 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十三条 次の法令の規定については、事業団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第二十九条第四号、第三十条の二第一項ただし書（同法附則第五項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項（同法第五十二条の二第二項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項、第六十五条第三項及び附則第五項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項及び附則第四項ただし書</u></p> <p>六～十一 略</p> <p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十一条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十一略</p> <p>十二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第十一条第五項、第十二条の二第三項、第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項（同法第五十二条の二第二項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号、第五十八條の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項並びに第八十条第一項</u></p> <p>十三〇二十八略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第三十一条 次の法令の規定については、公団を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〇十一略</p> <p>十二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第十一条第四項、第十二条の二第三項、第二十九条第四号、第三十五条の二第一項ただし書（同法附則第五項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項（同法第五十二条の二第二項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項、第六十五条第三項及び附則第五項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第三項及び第四項、第六十三条第一項、第八十条第一項並びに附則第四項ただし書</u></p> <p>十三〇二十八略</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第二十九条第一項第四号及び第二項第二号、第三十五条の二第一項ただし書、第四十二条第二項（同法第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号並びに第五十八条の六第一項</u></p> <p>六～十三 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～四 略</p> <p>五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）<u>第二十九条第四号、第三十条の二第一項ただし書（同法附則第五項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項（同法第五十二条の二第二項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項、第六十五条第三項及び附則第五項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項第一号、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項及び附則第四項ただし書</u></p> <p>六～十三 略</p> <p>2・3 略</p>

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p>（総合政策局及び都市・地域整備局並びに総合政策局宅地課及び都市・地域整備局都市計画課の所掌事務についての読替え）</p> <p>第二条 <u>総合政策局及び都市・地域整備局並びに総合政策局宅地課及び都市・地域整備局都市計画課の所掌事務については、すべての都市計画区域において市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められるまでの間、<u>第四条第一項第二十一号中「第三章第一節」とあるのは、「第三章第一節及び附則第四項」とする。</u></u></p>